

日火連短信

令和3年3月23日第169号

〒106-0041

東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫

TEL 03-5549-9041

FAX 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>

E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、1都3県における緊急事態宣言の解除に伴い、「緊急事態宣言の終了を踏まえた基本的対処方針の着実な実施のお願い」として、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の協力依頼がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

なお、添付資料の別添2：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月18日変更）についてはページ数が47ページと多いため、ここでは省略させていただきます。

この短信は近日中に当会のHP（事務局からのお知らせ）に掲載しますから、そちらで閲覧頂きますようお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素より、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力くださりまして誠にありがとうございます。

令和3年3月18日に新型コロナウイルス政府対策本部において、3月21日をもって緊急事態が終了する（別添1）とともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添2）が変更されましたのでお知らせいたします。

基本的対処方針では、国及び自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（別添3、4）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため取組をすすめていくこととされているところです。

また、基本的対処方針では、緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、職場への出勤については当面、「出席者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進することとされていますので、当省の所管団体の皆様におかれては、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等にご協力お願いいたします。

また、それ以外の都道府県についても、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

≪添付資料≫

別添1:新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了

別添2:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年3月18日変更)

別添3:緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

別添4:緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応(概要)

別添5:緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言

=====

経済産業省 産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官付

企画調整係 中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512

(電話案内の後 18-32225)

=====